

## 『令和元年度 学校評価結果の公表について』

都城市立山田中学校 校長 田口 国央

学校評価につきましては、平成19年10月、学校教育法施行規則の一部改正がなされ、第66条（自己評価）、67条（学校関係者による評価）、68条（評価結果の報告）が設けられ、平成20年度から実施されることになりました。また、地域の代表者等による学校関係者評価につきましては努力義務として盛り込まれ、生徒や保護者、教職員の自己評価等をもとにいろんな角度から意見を求めるような運びになっています。このような流れに沿う評価結果につきましては、ホームページ等を利用して公表するのが一般的な形になっており、最終的には教育委員会へも報告する義務があります。

現在、学校評価は10年あまりの取組みとして定着してきておりますが、社会に開かれた学校から社会に開かれた教育課程という形で、学校運営に多くの人材に関わっていただいております。その中で、地域でどのような子どもを育てたいかを真剣に協議し合い、そのための教育活動をどう進めるかについて、常に建設的な意見をいただきながら学校経営に生かしてきております。なお、学校評価の実施につきましては、基本的には都城市学校運営協議会の方針に沿って、下記の年間計画に基づいて毎回協議会を設定しており、年度内に段階を捉えて振り返りや改善策など熟議を重ね、質の向上に努めております。

### 【学校評価に係る年間計画】

- |            |  |
|------------|--|
| 第1回（5月中旬）  | 学校運営協議会の趣旨説明、学校経営説明、意見交換、<br>小中一貫教育に係る共通目標・共通実践事項の確認 |
| 第2回（8月1日）  | 学校経営方針に基づく1学期の成果と課題の共有及び<br>意見交換、小中合同研修会             |
| 第3回（11月下旬） | 1・2学期の成果と課題及び3学期の教育活動に対する<br>意見交換、小中一貫教育に係る成果と課題の確認  |
| 第4回（2月上旬）  | 生徒・保護者・教職員の自己評価に対する指導助言及<br>び学校関係者評価書の作成→公表と委員会への報告  |
| 第5回（3月上旬）  | 各学校の学校評価の共有、次年度の小中一貫教育の基<br>本方針の確認等                  |

